

公益財団法人三重県スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県スポーツ協会（以下、「この法人」という。）定款（以下、「定款」という。）第4条第6号に基づき、三重県の体育振興に貢献した者及びスポーツ大会において優秀な成績を収め、他の範となった者についてこの規程により表彰する。

(表彰の事項)

第2条 表彰は代表理事が各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 体育功労者

- ア この法人の役員として会の発展に特に寄与した者
- イ この法人の加盟団体役員として特に功労のあった者
- ウ 地方のスポーツ振興に特に功労のあった者

(2) 優秀選手、優秀監督及び優秀チーム

- ア 全国的レベルのスポーツ大会に優勝した者
- イ 国際競技大会に出場した者

(3) 特別優秀選手、特別優秀監督及び特別優秀チーム

- ア 長期にわたる優秀選手、優秀監督及び優秀チーム
- イ 国際競技大会において入賞した者

(4) スポーツ優良団体

地域又は職場のスポーツ活動において、特に顕著な実績をあげている団体又はスポーツクラブ

(5) 国民体育大会

国民体育大会において優秀な成績を収めた選手及び監督

(6) 前各号に準ずる功労又は優秀な実績を収めた者

(表彰の期間)

第3条 表彰の基準となる期間は、別に定める。

(表彰の方法)

第4条 表彰は表彰状を授与して行う。ただし、記念賞を加授することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は年1回行う。ただし、特に必要があるときは、その都度行うことができる。

(表彰の決定)

第6条 代表理事又は加盟団体長の推薦した者について、理事会の承認を経て代表理事が決定する。ただし、第2条第5号については別に定める。

第7条 この規程の施行について必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成7年1月6日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成8年11月5日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成15年5月29日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成15年6月11日から施行する。
- 6 この改正規程は、平成25年5月31日から施行する。
- 7 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。